




收受年月日	議長	事務局長	書記
27.6.8			
第 51 号			

平成 27 年 6 月 8 日

埴町議会議長 鈴木道男 様

総務文教常任委員会委員長 小林達信



所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり実施したので、埴町議会会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

1 調査事件

児童生徒のソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) の利用状況

2 調査の経過

平成 25 年通信利用動向調査 (総務省) によれば我が国のインターネット利用率は 8 割を超え、特に、13 歳から 59 歳の利用率は 9 割を超えている。さらに 50 歳から 69 歳の利用率は拡大傾向にあるという。これは、スマートフォンやタブレット端末など手軽にインターネットができる機器の普及によるものである。これらの機器はその便利さから低年齢層にも広がりを見せ、携帯電話・スマートフォンの所有率は内閣府の調査 (平成 26 年) によると小学生で 36.6%、中学生で 51.9%にのぼっている。

このような中、これらの機器を利用したソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) の利用が拡大している。SNS とは、複数の人とインターネットを通じてやり取りができる情報サービスで、フェイスブック、ツイッター、LINE などがその代表である。多くの利用者との交流によりネット上のコミュニティがつくられ不特定多数の人たちとの交流が可能となる。一方で、個人情報を偽ったり、匿名でも掲載できるので、投稿内容が過激になりやすく、人を傷つけ反感を買う投稿が起りやすい面もある。

平成 25 年文部科学省の調査によると SNS 上の誹謗中傷などによる「ネットいじめ」件数は 8,787 件で過去最高になるなど、SNS の普及が児童生徒にも影響を及ぼしている。このような中、本町の児童生徒の SNS の利用状況とその対応について調査を行った。

3 調査の結果

(1) 利用状況とその対応

ア 小学校

(a) 利用状況

利用状況は別表のとおりである。多くは通信機能を持ったゲーム機を利用しており、パソコンやスマートフォンを持っている児童もいるがまだゲーム利用が主である。約 3 割の児童がインターネットに接続しているが、トラブルは確認されていない。一日 2 時間以上インターネットを行うものや夜 9 時以降にインターネットを行うものが少数ではあるが確認されている。

(b) 対応

各学校ともネットトラブルの未然防止のため情報教育指導計画により講演会開催や情報モラルの授業等に取り組んでいる。また、保護者に対して懇談会、学校便りなどを通して SNS をめぐる情報提供をしている。なお、長時間利用児童などに対しては保護者を含め適正な使用を促すなど個別対応により問題の拡大防止に努めていた。

町では、福島県の「つなぐ教育」推進事業に取り組み「はなわっ子プラン」を策定し、幼稚園から中学校までを通した育成目標を立てているが、その中で毎週火曜日を「ノーメディア day」として定め、家庭での過ごし方改善に取り組んでいる。これは、SNS 対応だけを目的としたものではないがこれらが浸透しつつあるという。小学校では、ネットトラブル対策の緊急性は低いため家庭学習時間の確保など適切な生活習慣の確立に向けた取り組みを中心に SNS 対策にも取り組んでいる。なお、SNS は急速に普及していることから教師自らの研修と定期的に行う実態把握調査などで問題点を洗い出し、状況に応じた対応を検討するとしていた。

イ 中学校

(a) 利用状況

利用状況は別表のとおりである。SNS の利用状況等は年 2 回調査を行い現状把握に努めている。表のとおり LINE 利用者は全体の 7 割に上っており、主に通信機能を持った音楽機器を利用している。携帯電話の学校持ち込みは原則禁止している。

(b) 対応

墙中学校の生徒はメディア活用時間が多く、家庭学習時間は全国平均を下回っている。このため、保護者の協力を得ながらノーメディア day などを通じ基本的な生活習慣の確立に努めている。

ネットいじめ対策に関しては、授業を通した情報モラルの学習、学年集会や教育講演会での情報モラルの指導を行っているほか、保護者に対して学年懇談会等を利用した啓発に努めている。さらに、いじめ相談体制の確立として生徒が相談しやすい環境づくりに各教師が取り組んでいる。

ウ 教育委員会の取り組み

前述した「はなわっ子プラン」「はなわっ子の八か条」を策定し、適正な生活・学習習慣を家庭、学校が一体となって取り組めるよう誘導している。また、ネットいじめを含むいじめ防止に関しては昨年制定した埴町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの早期発見のため「いじめ調査」に取り組んでいる。いじめに関しては、アンケート調査によってかなりの精度で初期の段階に発見できるという。現在のところいじめ情報はないが気を緩めることなく情報収集にあたる予定であるとしている。

※情報モラル

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」をいう。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど。

(2) 意見

(ネットいじめに関して)

いじめ対策は基本方針に基づき進められており情報モラル教育も実践されている。しかし、SNS は、情報機器の機能向上に伴い急速に普及し、今以上に児童生徒に浸透することが予想される。このため、SNS 普及に伴う児童生徒の生活環境の変化を把握し事前の対策が望まれる。本町では他に先駆け、いじめ防止基本方針を策定し対策にあたっているが、方針に沿った実効性のある対策が取られることが重要である。

(適正な生活習慣について)

町では「ノーメディア day」として、パソコンなどを利用しない日を設け適正な生活習慣を身に着けるよう指導しているが、より効果を高めるためには、児童生徒ばかりでなく保護者や家庭へ「ノーメディア day」の普及が必要である。

インターネットは全世界とつながるグローバルな情報サービスであるが、あくまでも情報機器の操作という閉鎖的作業によってなされるものである。このため、児童生徒が何を考え、何をしているか一見してわかりにくくなっており対応が難しいが生活習慣の適正化に関しては、家庭内の問題であり成否は保護者の対応によるところが大きい。ここ数年 SNS 利用は児童生徒の親の年代層の増加が著しく、保護者も含めた対策が急務である。今後さらに保護者向けの情報モラル啓発活動を強化し、家族ぐるみの取り組みとなるよう努められたい。なお、愛知県安城市等の取り組みを参考に添付する。

終わりに、本町では「はなわっ子プラン」「はなわっ子の八か条」(別紙)を定め、生活習慣の適正化を図っているが、町全体に普及しているとは言い難い。今後これらが町民全体に広がるよう努めるべきである。

(3) 委員報告書

別紙のとおり

(別 表)

携帯電話等の利用状況調査結果

(1) 小学校 (H26.6.30現在)

Q 自分専用の機器を持っている児童数(人)

	パソコン	携帯電話	スマートフォン	タブレット端末	ゲーム機等
埴小学校	10	20	8	19	56
常豊小学校	0	1	2	7	17
笹原小学校	8	4	0	1	16

Q 自分専用ではないが、頻繁に利用している児童数(人)

	パソコン	携帯電話	スマートフォン	タブレット端末	ゲーム機等
埴小学校	0	0	0	0	0
常豊小学校	6	1	7	5	9
笹原小学校	0	0	7	0	0

Q 1日平均ネット接続時間別児童数(人)

	30分以内	30分～1時間	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間以上
埴小学校	16	16	13	1	3
常豊小学校	10	2	3	2	1
笹原小学校	6	5	2	2	1

Q 主に利用する時間帯別児童数(人)

	夕方(午後3時～6時)	夜の前半(午後6時～9時)	夜の後半(午後9時～12時)	計(人)	利用割合(%)
埴小学校	16	8	1	25	25.3
常豊小学校	4	5	2	11	57.9
笹原小学校	3	6	1	10	32.3

児童相互の利用者数(人)

	調査総数	利用人数(人)	割合(%)
埴小学校	99	21	21.2
常豊小学校	19	9	47.4
笹原小学校	31	6	19.4

中学校 (H27.2.5現在)

	1年生(74人)	2年生(78人)	3年生(91人)	計
携帯電話・スマホ所有者	27人(37%)	29人(37%)	41人(45%)	39.90%
LINE利用者	48人(66%)	49人(63%)	71人(78%)	69.10%

※音楽機器を利用したLINE利用者を含む

はなわっ子が 夢と希望を叶えるために



はなわっ子の八ヶ条

- 一 人より先に元気なあいさつ
- 二 身だしなみは気持ちよく
- 三 自分がしてほしいことをする
- 四 しちかりと相手の話を聞く
- 五 自分の考えをもち、相手にきちんと伝える
- 六 あきらめず、何事にも一所懸命取り組む
- 七 家庭学習は、最低「学年×10分間」
④ 中学一年は七年生と同等
- 八 毎週火曜日はノーメディアday

～今日の自分は 未来の自分につながっている～

夢と希望を叶えるためのはなわ・子プラン

家庭・幼稚園・学校が協力し、11年間を見通して子どもに関わるための"はなわっ子プラン"です。大人がみんまでくり返し伝えていきましょう。
 ＊ については、すべての児童・生徒に実行してほしいことです。

〈学習面〉

	幼稚園	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学校1～3年
話の聞き方				話の内容を考え、うなずきながら聞く	→話す人の意図を感じながら聞く			
家庭での学習								最低「学年×10分」の学習習慣を身につける ＊ 中学1年＝7年生と数える ＊ 中学3年生は部活引退後「学年×20分」とする お箸を正しく持つことができる → 鉛筆を正しく持つことができる

〈生活面〉

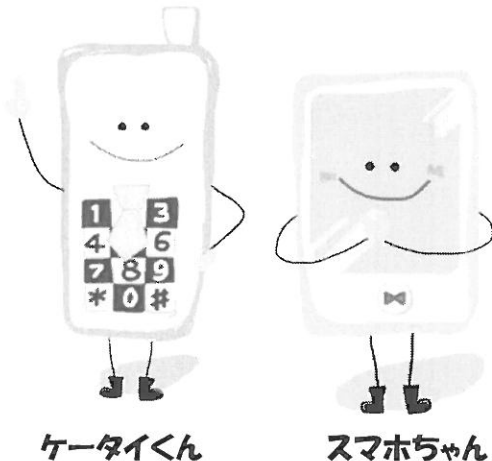
	幼稚園	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学校1～3年
あいさつ 言葉づかい								＊ワンストップ礼＝立ち止まり、相手におへそを向けてあいさつすること 元気にあいさつができる → あいさつは人より先に元気よく 名前を呼ばれたら返事をする → 大人と友達との話し方を区別する → 大人の人には正しい敬語を使う 自分の思いを伝えられる →
服装 身の回り								→ワンストップ礼、語先後礼の実行 衣服の着脱ができる → 清潔な身なりを整える → 自分で清潔な身なりを整える → 中学生らしい身だしなみ 片付けができる → ものを大切にする 左右の区別がわかる → 自分で整理整頓ができる
時間を守る								→時刻を守る → 時計を見て行動する → 見通しをもって行動する
家庭での生活								好き嫌いをせずに食べることができる 早寝・早起き・朝ごはん(9～10時間睡眠) 自分で翌日の準備ができる (8時間以上睡眠) (7時間以上睡眠)
メディアとのつき合い方								家庭でのルールを守る → 毎週火曜日はノーメディアday

「安城ケータイ・スマホ宣言」

ケータイ・スマホは、小中学生の契約はできません。そのことをふまえ、保護者とよく相談の上、次のことを守って使うようにします。

わたしたちは、

- ① 個人情報をおのせたり、人を傷つけることは書き込んだりしません。
 - ・個人情報は、名前や住所、年齢、顔写真などを指します。
 - ・メッセージを無視することや写真をのせることも人を傷つけることがあります。
- ② 何かをしながら、ケータイ・スマホを使いません。
 - ・自転車乗車中や歩行中に使うことは、身の危険につながります。
 - ・食事中や会話中に使うことは、相手に対して失礼なことです。
- ③ 夜9時以降朝6時まで、家族以外との通話やメッセージのやりとりをしません。
 - ・習い事の送り迎えなどで、保護者へ連絡をとることはかまいません。
 - ・調べ学習などで使うときは、保護者に確認します。
- ④ 勉強中は、最低限のことしかケータイ・スマホを使いません。
 - ・勉強するときは、部屋に持っていくことをやめます。
- ⑤ 定期的に、大人に相談・報告します。
 - ・自分だけで解決しようと、電話をかけたり相手に会ったりすることは危険です。
 - ・課金などは、保護者の許可をとってから行います。
 - ・トラブルにあったときは、一人で抱え込まず、大人に相談します。



平成27年1月20日

安城市ふれあいサミットにて採択

携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等*利用ガイドライン

携帯電話やスマートフォンは、うまく使いこなせばとても便利なコミュニケーションツールです。しかし、使い過ぎによる生活習慣の乱れや、使い方を誤れば、人の心を傷つけて人間関係を壊してしまったり、ネット犯罪の被害者や加害者になったりするなど、さまざまなトラブルを引き起こす凶器にもなります。これらのトラブルから子どもたちを守るため、保護者が“フィルタリング”を行ったり、“使い方のルール”を決めたりすることが大切です。

※携帯電話、スマートフォンだけでなく、通信機能をもつゲーム機等も同じです。

市内ではこんなことが起こっています

- ・ 無料通話アプリを使ったグループ内で仲間はずれにする“ネットいじめ”
- ・ 深夜まで利用することで寝不足・体調不良を起こし、学業に悪影響
- ・ 友達の写真を本人に断りもなくSNSに掲載し、トラブルに発展
- ・ 誤って有害サイトにアクセスし、その後請求などの被害
- ・ 通信機能をもったゲーム機から個人情報が流出 等々



学校では、このような取り組みをしています

- 道徳や学級活動、技術などの授業で、インターネットの危険性や活用する際のルールやマナー等について指導しています。
- 警察や携帯電話会社等の専門家を講師として、パソコンや携帯電話、スマートフォン等の安全な利用の仕方について指導しています。
- 学校だより等により、インターネットの危険性や家庭でのルール作りの必要性について、家庭や地域に啓発しています。
- 平成26年度には、「小中高連携教育推進協議会」の中に、新たに「情報モラル部会」を設置し、小中高で連携した系統的な情報モラル教育を推進していきます。

私たち保護者が子どもたちのためにできること

保護者みんなで心を合わせて、下記のガイドラインに基づいて利用させるようにしましょう。

利用ガイドライン

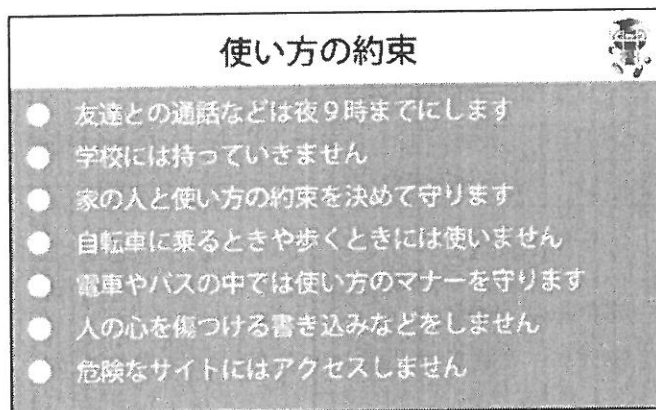
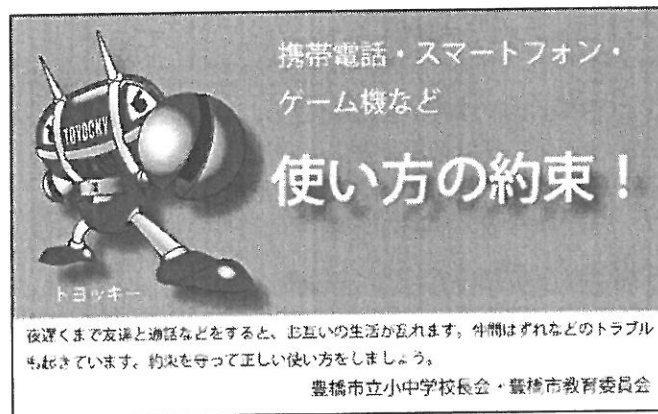
- 1 午後9時以降、友達との通話・メッセージのやりとりをさせない！
夜遅くの電話やメールなどはマナー違反。相手やその家族への気遣いを忘れずに。夜間は保護者が機器を預かるのも効果的
- 2 学校には持たせない！ 家庭では“使い方のルール”を作る！
原則として学校に必要なものを持って行かせない。子どもに判断力・自制力・責任能力が備わるまでは、大人の助けが必要
- 3 子どもの利用状況をチェックする！
保護者の知らないところで、思わぬ事件やトラブルに巻き込まれることも。子どものインターネット利用状況や交友関係に関心を持ち、必要に応じて家庭内で話し合いを
- 4 自転車に乗ったり、歩いたりし“ながら”の利用はやめさせる！
電車・バス内ではマナー・モラルを守らせる！
携帯電話・スマートフォン等の利用中は視野が狭くなって危険。公共の場では周りを気づかう心が大切
- 5 人の心を傷つけるメッセージ・書き込み・投稿はさせない！ 返信の強要をさせない！
言葉や文字のやりとりでは、誤解や行き違いが起こることも。顔が見えなくても相手への“思いやり”を
- 6 必ず“フィルタリング”を実施し、有害サイトにはアクセスさせない！
フィルタリングは有害サイトから子どもを守る最も有効な手段



※このガイドラインは、豊橋市小中学校PTA連絡協議会、豊橋市立小中学校長会、豊橋市教育委員会が共同で策定したものです。

※ 豊橋市ホームページより

- ガイドラインに呼応して、豊橋市立小中学校長会・豊橋市教育委員会から啓発カードを市内の4年生以上の小学生及び中学生に配付し、啓発活動に役立てています。



調査・研修等報告書

氏名	小林 達信		提出年 月日
調査等 名称	児童生徒のソーシャル・ネットワーキングの利用状況		
調査等 の日時	平成27年5月1日(金)	場所	公民館
調査等 の内容	<p>携帯電話などのSNS利用が「急激に広がり を見せる中児童生徒が利用するにあたり、この 問題点及び学校の対応について調査を 行うものである。</p>		
意見 感想	<p> 中学校校長、各小学校長に出席いただき 学校内の状況が良く解った。 私が考えているより、相対的に普及している。 すべからずSNSは、子供達にたくはなさないもの になっている。学校側も原則学校に持ち 込まない、情報モラル教育の推進、KDDIに よる保護者に対する講習会の実施、望ま しい生活習慣の確立のために保護者の 啓蒙、協力依頼、児童への繰り返し の指導など、やりがいの対応はしていると 思った。 </p>		

総務文教常任委員会所管事務調査報告書

提出者 鈴木茂

日時 平成27年5月1日(金)

場所 埴町公民館第1会議室

内容 教育委員会所管事務調査

児童生徒のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の利用状況

教育長及び小中学校長より、最近の調査内容とその対策について説明がありました。小学校においては本人のものではないものを含めて、ケータイ、スマホ、タブレットをほとんどの子どもが使用しているようであるが今のところ問題は発生していない、各小学校とも保護者への講習会などで協力依頼や啓蒙に努め、熱心に取り組んでいるという報告がなされた。中学校においてもほとんどの子どもがSNSを使用しているが問題はおきていない。教育課程で、(情報モラル)

の指導や学年集会での指導を行っている。保護者にも子どもへの指導協力を要請しているとのことである。

今後の問題点

- 1)長時間の使用により睡眠時間の少ない子どもがいる。
- 2)小学生は視力低下と肥満の子が多くゲーム依存が疑われる。
- 3)ノーメデアデーの一步踏み込んだ、更なる取り組みが望まれる。

所管事務調査報告書

委員会の名称 総務文教常任委員会	報告年月日 平成27年 5月 1日
調査事件 教育委員会 児童生徒のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用状況	報告者氏名 藤田高志
調査期間 平成27年 5月 1日	
調査結果（課題・意見）	
「携帯電話やスマートホンで通話やメール、パソコンでインターネットをどのくらい使っていますか。」の問いに対し、小学校6年生で約34%、中学校3年生で約89%の児童生徒が利用している現状。	
町内、各小学校、中学校 校長より調査報告を頂いたが、利用状況については、年齢差はあれど、ほぼ同じ状況との報告であった。	
しかしながら、「携帯スマホ等の情報端末の学校への持ち込み禁止」については、「無い」との回答であった。教育環境の変化に伴い「昔のように、登校時のカバン検査」は出来ないのが現状	
授業中、「音が鳴る」など影響が出た場合は、指導対象になる。	
各学校の共通意見として、おおむね現在の定期的アンケート、聞き取り調査での「問題はない」	
今後の対策としては、「家庭での使用ルール・約束」の徹底が現状最大の対策とのこと。	
加えて、先生方に研修会を通じ、SNSのスキル向上を目指すとのこと。	
小生意見として	
・教育現場と現状社会との「ギャップが大きい」と感じた。	
・現場の先生方の「携帯スマホ等の情報端末 利用状況」も調査し、特に若い先生方はLINE等になれば、SNSの良い面、悪い面を熟知していると考え、すでに発生した事故事件問題を参考にして若い先生方を中心に具体的な対処方法を考えるなどアクションが必要。	
・SNSを利用した「いじめ」等、児童生徒間での現状問題を「ご意見箱」などを設置し、	
周りを気にせず「投函」させ、その情報に関しては、秘密厳守し、投函者の立場を守り、	
「児童生徒が一人で悩み」を抱えこまない様、簡単に自分の立場を発信させる仕組み作りが必要。	
・相手の立場なり考えられる人づくり、「道徳」授業の重要性を強く感じた。	

総務文教委員会所管事務調査報告書

鈴木 孝則

調査内容 児童生徒の SNS の利用状況（教育委員会）

日時 5月1日 午後1時30分～

場所 公民館第1会議室

児童の場合は携帯電話所有はごくわずかだがゲーム機の割合が多い。

生徒の場合は携帯電話・スマホの所有割合は1～2学年で37パー

セント、LINE利用者は7割弱、3学年ではそれぞれ45パー、8割弱。

利用時間は1, 2学年は1時間未満と1～2時間が同様に3分の1, 3

学年は受験勉強のためか1～2時間が約半数という状況であった。

PC、携帯、スマホはもとよりタブレットや通信機能付きゲーム機等

SNS媒体は広がりを見せている。持ち込みやフィルタリング等の規

制はなかなか難しいがなぜ利用時間を制限するのか、学校や教育関

係者が危機意識を持つのかということを見守る児童生徒はもとより保護者

にもしっかりと自覚してもらうため指導の在り方を含め啓発や講習

会を機会があるたびに何度でも継続し実施すべきと思う。転ばぬ先

の杖、備えあれば憂いなし、浅き川も深く渡れ、である。でも、言

うは易く行うは難しか・・・

調査・研修等報告書

氏名	鈴木 幸江	提出年月日	平成27年 5月12日
視察等名称	総務文教常任委員会所管事務調査 ・教育委員会		
調査等日時	平成27年 5月 1日(金) 13:30 ~ 15:00		
調査等の内容	児童生徒のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の利用状況		
意見・感想	<p>○ 小学校 平成26年7月時調査(県小学校長会生徒指導部会)による利用状況 調査対象=5・6年生</p> <p>○ 中学校 平成27年2月時調査による利用状況</p> <p>意見・感想</p> <p>○ 所有・使用状況に関し、各学校が具体的に実態を把握し家庭との連携、共通理解も図られている。現状説明では加害・被害トラブルは回避されている。今後も危機感をもって継続指導を期待する。今後さらなる問題等の未然防止、トラブルの早期発見対策・発生時の相談体制および対応策の充実を願う。</p> <p>○ 利用時間について 『「利用時間をコントロールできる力を」身につける指導が必要。』 全く同感。SNSに限定されるものではない。子どもの成長・発達段階に応じた指導により体得できるもの、幼少期からの家庭との連携が重要と考える。教育委員会の指導力に期待したい。 適正な利用時間はどの程度か? 2時間以上の利用、深夜の利用については、さらなる家庭・保護者との連携の強化により、適正利用の指導を希望する。</p> <p>○ 小学校低学年の実態について 常豊小学校の本年度計画によると、全学年調査が5月に予定されている。調査と低学年からの適正な利用指導は有意義、定期的調査および全学年を対象とした調査の実施を願いたい。</p> <p>○ 『はなわっ子の八ヶ条』 家庭訓としての普及・実践および定着を強く願う。地域における日常生活の中で子どもたちと関わっていききたい。</p>		

総務文教常任委員会所管事務

日時(午)29. 5月1日

場所 公民館第一会議室
大槻 武夫

教育委員会所管事務調査

(SNG)利用状況

高小・常小・笹小・堀中その他
校長先生から説明をいただき本
当に大変な問題であり、学校だけ
の問題は全く。保護者が危機感
を認識し、協力していただきたい。

1-1テーマも多少成果が出てくる
よさなところもつき実施してもらいたい
保護者の協力をお願いしたい

大槻 武夫

所管事務調査報告書

平成27年5月12日

教育委員会所管事務調査

鈴木道男

ソーシャル、ネットワーキング、サービス(SNS)の利用状況

近年SNSを使ったいじめなどの犯罪が増加している。川崎で児童が惨殺されたむごい事件は子供を持つ親はもちろん社会全体を震撼させました2度と起こってはなりません。

当町の対策は各校とも持ち込みは禁止され又各種調査や指導行われていました。

- ・チェック表を配布利用状況調査が細かな項目をあげ実施されていた。
- ・KDDIによる講習会が保護者へもされていた。
- ・情報モラル教育の推進が図られていた。
- ・ネットいじめが起きた際の相談しやすい体制の確立
- ・家庭での適切な利用と望ましい生活習慣の確立指導。

各校とも細やかな対応、指導がなされ事故、事件などは起きていなかった。

しかし最年のSNSの普及また、機能の向上は目覚ましいものがあります。

子供たちも家に帰るとこれら目にしたり、使う機会は当然あることがむしろ普通かもしれません。

親がきちんと指導することが一番重要なことですが社会全体の問題として理解、共有していくことがより大切ではないかと考えます、全町を挙げ力を入れていかなければなりません。

又幼小中高連携をより深め情報を共有することが重要と思います。

事件事故が起きる前、打てる対策は打つべきと考えます。